

(写)

3 消安第 4364 号
令和3年 11 月 15 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認（今シーズン鹿児島県内2例目、国内3例目）に伴う監視体制強化の徹底について

国内2例目（鹿児島県出水市）の発生農場から半径3km以内の農場において、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づく遺伝子検査を実施したところ、本日、H5亜型であることが確認されたことから、防疫指針に基づき、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン鹿児島県内2例目、国内3例目）と判定しました。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認（今シーズン国内2例目）に伴う監視体制強化の徹底について」（令和3年11月13日付け3消安第4330号農林水産省消費・安全局長通知）により、その徹底をお願いしているところですが、今シーズンのこれまでの発生状況を考慮し、特に下記の点について、徹底をお願いします。

記

- (1) 早期発見、早期通報について、これまで死亡率が2倍以上となることを通報の目安の1つとしてきたところですが、死亡率が2倍未満の場合であっても、まとまって死亡している、元気がない、餌食いが悪い、沈うつ等といった通常と異なる症状が認められる場合に、防疫指針第3章の第4の1(1)③に基づく報告を徹底するため、家きん飼養者等へ日頃からの綿密な臨床観察の実施等について改めて指導すること。
- (2) 秋田県においてH5N8亜型、鹿児島県においてH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、異なる由来のウイルスが全国各地に侵入している可能性が示唆されることから、国内のどこで発生してもおかしくない状況であり、引き続き全国的に警戒が必要である旨、家きん飼養者等の関係者に周知すること。
- (3) 養鶏が盛んな地域では続発を防ぐため早期の通報と発生した場合の迅速な防疫措置が特に重要であることから、日々の健康観察と早期通報を徹底するよう家きん飼養者に指導するとともに、迅速な防疫措置の実施が可能となるような全県的な体制を再確認すること。